川越市建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い

この取扱いは、川越市建設工事標準請負契約約款第１０条に基づく現場代理人の常駐義務における緩和に関して、必要な事項を定める。

１　全ての工事を対象とした「常駐を要しない期間」について

⑴　常駐を要しない期間

全ての工事において、実質的に現場が稼働していない次の各号に掲げる期間は、現場代理人が現場への常駐を要しないものとします。

ア　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ　工事完成後、検査が完了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ウ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中断している期間

エ　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

⑵　常駐を要しない期間の明示

個々の工事における上記期間については、打合せ記録等の書面により明示することとします。

２　一定の条件を満たす工事を対象とした「兼務を認める工事」について

⑴　兼務を認める工事

次のア、イ又はウに掲げる条件を満たす工事については、１人

の者が２件までの工事の現場代理人を兼務することができます。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認められないと判断した場合、又は当該工事が低入札価格調査の対象となった場合は、兼務をすることができないのでご注意ください。

ア　以下のいずれかの条件を満たす工事

(ｱ)　川越市（川越市上下水道局を含む。）、国又は埼玉県若しくは川越地区消防組合が発注した当初請負契約額４，０００万円未満（建築一式工事である場合にあっては８，０００万円未満）の工事

(ｲ)　川越市（川越市上下水道局を含む。）、国又は埼玉県若しくは川越地区消防組合が発注した単価契約に係る工事

イ　ア以外の場合でも、以下の条件を全て満たす工事

(ｱ)　川越市（川越市上下水道局を含む。）、国又は埼玉県若しくは川越地区消防組合が発注した工事

(ｲ)　「川越市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」により、主任技術者の兼務が認められた工事

ウ　ア又はイに規定するもののほか、別表１に該当する工事

(2)　兼務を認める条件

(1)の「兼務を認める工事」において、次に掲げる条件を全て満たす場合に限ります。

ア　発注者との連絡体制が確保されていること。

イ　必ず、いずれかの工事に常駐していること。

ウ　現場代理人の指示のもとに、安全管理のほか現場の取り締まりに支障が生じない体制をとること。

エ　国又は埼玉県若しくは川越地区消防組合が発注する工事と兼務する場合は、当該工事は市内で施工されるものを含むもの（発注者の承諾が得られている場合に限る。）であること。

⑶　兼務することができる工事等の確認方法

⑴の「兼務を認める工事」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載することにしています。「兼務を認める工事」の適用が明示されていない工事については、「現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書（様式１）」により発注者に照会してください。ただし、現場代理人として従事している工事の発注者が川越市（川越市上下水道局を含む。）以外の場合は、⑴の「兼務を認める工事」を適用する場合であっても、当該工事の受注者から現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書を提出させ、当該工事の発注者の承諾を得たことを確認することとします。なお、⑴の「兼務を認める工事」を適用する場合のうち、発注者が川越市（川越市上下水道局を含む。）以外であるものに係る兼務の場合については、入札参加資格審査のときまでに当該発注者へ確認を行ってください。

⑷　兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を行う場合は、現場代理人として従事している工事の発注者が川越市（川越市上下水道局を含む。）の場合には、「現場代理人の兼務届（様式２）」を２部作成し、それぞれの工事を所管する工事担当課へ提出してください。また、現場代理人として従事している工事の発注者が川越市（川越市上下水道局を含む。）以外の場合には、「現場代理人の兼務届」を１部作成し、工事を所管する工事担当課へ提出してください。これらの場合、必ず兼務可能であることが確認できる書類（入札公告、指名通知書、当初請負契約書の写し又は現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書等）を添付してください。

⑸　その他

連絡体制の不備等、兼務に支障があると認められた場合は、兼

務の承認を取り消す場合があります。

３　適用日

⑴　この取扱いは、令和５年１月１日以降に入札公告若しくは指名通知又は見積通知を行う建設工事に適用します。

⑵　⑴の規定にかかわらず、令和５年１月１日以降に工事が完成する請負契約については、受発注者間で協議の上発注者が認めた場合は、改正後のこの取扱いを適用することができます。この場合において、２⑶の「入札参加資格審査のとき」とあるのは「現場代理人の兼務届を工事を所管する工事担当課へ提出するとき」と読み替えるものとします。

附　則（平成２２年３月１２日決裁）

この取扱いは、平成２２年４月１日から施行します。

附　則（平成２５年３月１３日決裁）

この取扱いは、平成２５年４月１日から施行します。

附　則（平成２６年３月３１日決裁）

この取扱いは、平成２６年４月１日から施行します。

附　則（平成２８年３月２２日決裁）

この取扱いは、平成２８年４月１日から施行します。

附　則（平成２８年８月１日決裁）

この取扱いは、平成２８年８月１日から施行します。

附　則（平成２９年３月１４日決裁）

この取扱いは、決裁日から施行します。

附　則（平成３０年３月２３日決裁）

この取扱いは、平成３０年４月１日から施行します。

附　則（令和４年８月２６日決裁）

１　この取扱いは、決裁日から施行します。

２　この取扱いの施行の際既に川越市（川越市上下水道局を含む。）を発注者として契約締結されている工事については、３⑵の規定を除き、なお従前の例によるものとします。

３　この取扱いの施行の際現に改正前の様式１及び様式２の規定により作成されている用紙は、この取扱いの規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができます。

附　則（令和４年１２月２８日決裁）

この取扱いは、令和５年１月１日から施行します。

別表１

工種等の特性が特化している工事	・指定文化財等の特殊な工事
常駐を要しない期間に該当する工事	・埋蔵文化財調査等により工事の一時中断に数か月間を要する工事 ・工場製作を含む工事で工場製作の期間に数か月間を要する工事
その他	・川越市と締結している「災害時における応急復旧業務に関する協定書」に基づき施工する工事 ・災害復旧などの緊急を要する工事

※　別表１に該当し兼務が認められた工事であっても、工事の施工状況等によっては兼務期間を限定する場合があります。また、工事の進捗状況によっては、兼務を取り消す場合があります。